

23町都都第34号  
2023年8月2日

町田市都市計画審議会  
会長 吉川 徹 様

町田市長 石 阪 丈 一

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

## 記

### 1 諮問事項

都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定に向けたあり方検討について

### 2 諮問理由

町田市では、2022年3月に策定した「町田市都市づくりのマスタープラン」に基づき、都市の持続的な発展や効率的な都市経営の観点から集約型の地域構造への再編を見据えた取組として「拠点」や「都市骨格軸」への機能誘導を進めている。

さらに、ルート選定された多摩都市モノレール町田方面延伸に対する期待の高まりや、町田駅周辺の再開発に対する機運の高まりから、より効果的な誘導策が求められている。

国は、2014年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度創設による、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進している。法改正を踏まえ都は、2022年3月に「集約型の地域構造への再編に向けた指針」を改訂し、集約型の地域構造の在り方や、その実現に向けての検討に関する方針や支援策等を示し、町田市を含む環状第7号線外側の区市町村に、立地適正化計画策定などの取組を適切に進められるように誘導を図っている。

これらの社会的要請を踏まえ町田市は、適切な居住機能や都市機能の誘導により、都市づくりのマスタープランで目指すまちの将来像の実現を目的として、立地適正化計画の2025年度策定を目指している。

以上のことから、2025年度策定を見据えた、町田市における立地適正化計画のあり方について、貴審議会の意見を伺いたい。